

最高裁秘書第1869号

令和3年6月17日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

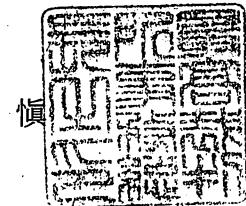
諮問番号 令和2年度（情） 諒問第25号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年6月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

令和2年度（情）諒問第25号



2 理由

(1) 苦情申出人は、令和3年2月24日付け意見書において、弁護士の戸籍上の氏名及び弁護士の職務上の氏名の対応関係は、「弁護士の職務上の氏名の使用」というタイトルで毎月、日弁連が官報で公告しているため、職務上の氏名を使用している弁護士の戸籍上の氏名は慣行として公にされている情報であるといえるとの意見を述べている。

(2) 本来、個人の氏名は、個人識別情報であり開示されない（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号）ものであるが、当該個人が公務員である場合には、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名について、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」）。裁判所では、上記申合せに準じ、公務員としての説明責任の観点から、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情

報」（法第5条第1号ただし書イ）に当たるものとして、原則として公にすることとし、調停委員についても、非常勤の裁判所職員であることから、その氏名について原則として開示している。

このように、開示の対象となるのは、あくまで職務遂行に係る情報としての氏名であるところ、弁護士が、弁護士としての職務上の氏名を調停手続上も使用することを希望して、裁判所に申し出た場合、調停委員として職務を遂行する上では、調書上の記載も含めて、職務上の氏名が使用され、調停手続上戸籍上の氏名を用いることはない。したがって、弁護士が職務上の氏名を使用している場合の戸籍上の氏名については、職務遂行に係る情報とはいえず、開示の対象とはならないものというべきである。

(3)ア この点、弁護士が職務上の氏名を使用している場合でも、日本弁護士連合会が、当該弁護士の戸籍上の氏名を職務上の氏名と併せて官報において公告を行っていることは、苦情申出人の意見書のとおりである（日本弁護士連合会会則第25条、同第18条）。しかし、弁護士について戸籍上の氏名が公告されているのは、日本弁護士連合会が、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、裁判所が調停委員を含む裁判所職員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるから、職務上の氏名を使用している弁護士の戸籍上の氏名が公告されているからといって、弁護士資格を有する調停委員についてまで、当該調停委員の戸籍上の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。

イ 加えて、官報公告により一旦は戸籍上の氏名が公表されているといつても、職務上の氏名を使用している弁護士は、その後は専ら職務上の氏名で弁護士活動を行っているのであるから、過去に官報に弁護士の戸籍上の氏名及び弁護士の職務上の氏名の対応関係が公告された事実のみをもって、職務上の氏名を使用している弁護士について、戸籍上の氏名が直ちに「慣行として公に

され、又は公にすることが予定されている」と認めることはできない。

ウ 以上のとおり、調停委員として職務上の氏名を使用する意向を明確に示している弁護士資格を有する調停委員に関し、調停委員としての職務遂行上も弁護士としての活動上も用いることのない戸籍上の氏名について、過去の一時点において、裁判所における調停委員の氏名の公表慣行とは異なる根拠に基づき官報公告されていることのみをもって、不開示情報として保護すべき利益が失われたとまでは言い難く、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは認められない。

(4) よって、原判断は相当である。